

令和6年度 行使規則について

ライブカメラあり



ホームページ

〒427-0043 島田市中溝4丁目2-5 電話 0547-37-3048 釣り情報 0547-32-9240 (6月~10月) 大井川非出資漁業協同組合

内共第17号第5種共同漁業権の管理及び行使に関し必要な事項を定めてあります。概要はつぎのとおり。

令和6年1月1日から
行使規則を一部変更しました。
※変更を下線で示しています。

1. 漁業の方法、規模等

組合員は、つぎの漁業を行うことができます。(①~③の魚種において定められた漁具・漁法以外はできません。)

① あゆ漁業 (全長10cm以下は採捕禁止)

漁業の方法	規模等	区 域	期 間
友 釣	イカリ針1段4本以内 又はチラシ針2本以内 擬似おとり禁止	大井川本支流 (伊久美川、笹間川、塩郷えん堤上流の大井川本支流を除く)	6月 1日~12月 31日
ドブ釣 (石川釣)	針2本以内 コマセ釣禁止	伊久美川	6月 10日~12月 31日
流し毛針釣	針5本以内 リール禁止	笹間川	
コロガシ (ゴロ引)	針15本以内 支流は不可	東海道本線 (JR鉄橋) 下流端から谷口橋下流端までの大井川	6月 1日~12月 31日
		谷口橋下流端から太平橋上流端までの大井川	6月 1日~10月 10日
		島田市川根町葛籠地先 大沢合流点標識から笹間渡鉄橋上流端までの大井川	9月 1日~12月 31日
えさ釣	針2本以内 コマセ釣禁止 支流は不可	島田市川根町葛籠地先 大沢合流点標識から笹間渡鉄橋上流端までの大井川	6月 1日~12月 31日
		島田市身成字ウラヤマ地先標識から中鶴網神社前標識までの大井川	
		国土交通省神座水位測定標から神尾カサ岩上流端標識までの大井川	
		相賀橋前標識から新大井川橋上流端までの大井川	
追だも	縦40cm、横30cm以下 30統以内	全 区 域 (ただし、笹間川、石上橋下流端から日向橋上流端までの区域 及び 伊久美川、細島橋下流端から長島橋上流端までの区域 を除く)	9月 15日~12月 31日
投 網	全長3.5m以下 30統以内		
や な	全長50m以下 2統以内	大 井 川	9月 1日~11月 30日

② うなぎ漁業 (全長30cm以下は採捕禁止)

漁業の方法	規模等	区 域	期 間
置 針	針1本、10仕掛以内	全区域	4/1~9/30
竿 釣	針1本、竿3本以内		
穴 釣	針1本		
う げ	1人5本以内		

③ あまご漁業 (全長12cm以下は採捕禁止)

漁業の方法	規模等	区 域	期 間
フライ釣 えさ釣 和式毛針釣(テンカラ)	針1本	全区域	3/1~9/30
ルアー釣	針2か所以内		

2. 禁止区域

つぎの区域では全魚種、すべての漁具漁法による漁業が禁止されています。

区 域 (上流から)	期 間
大井川 1. 奥泉ダムから下流へ200mの区域 2. 長島ダムから上流へ500mの区域および同ダム下流端から市代橋下流端までの区域 3. 長島ダム閑蔵水位観測所および閑の沢水位観測所の各上下流5mの区域 4. 大井川ダムの上下流端から上下流へ200mの区域 5. 塩郷えん堤の上下流端から上下流へ100mの区域 6. 島田市伊太字笹ヶ久保の赤松放水口下流端から(仮称)赤松リバティ橋までの区域	周 年
7. 東海道新幹線大井川橋(新幹線鉄橋)から河口までの区域	1/1~5/31
8. 谷口橋下流端から河口までの区域	10/11~12/31
支 流 9. 寸又川の千頭ダムから上下流200メートルの区域および大間ダム、寸又川ダムから各上下流100mの区域 10. 大間川の大間川えん堤、栗代川の栗代川えん堤、榛原川の榛原川えん堤、笹間川の笹間川ダムから各上下流100mの区域 11. 伊久美川の川口発電所専用道路橋から大井川への合流点までの区域	周 年

3. 漁業権管理費の負担

① 組合賦課金 (年会費) 3,000円

※組合員証(ビニール腕章)は2年更新です。

② 行使料

つぎの漁法は組合の承認が必要です。組合で事前に許可証を取得し、漁業の際は、組合員証・許可証の両方を目立つ場所に着用してください。

・あゆ漁業

えさ釣(1年4,000円、1日1,000円)、やな(1統300,000円)、追だも(1統6,000円)、投網(1統25,000円)

・うなぎ漁業

うげ(1本1,000円 1人5本まで)

4. 漁業に際して守るべき事項

- ・水産動植物の保護のため、漁業規則やマナーを守ること。
- ・組合員証は左腕など他の者から見やすいところへ着けること。
- ・組合員証は、他人に貸与・譲渡しないこと。
- ・相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしないこと。
- ・漁場監視員の指示に従うこと。

5. 「国、県のきまり」のあらまし

内水面(河川・湖沼)での水産動植物の採捕は資源保護を目的に、漁業法、水産資源保護法、静岡県漁業調整規則等により制限が設けられています。これらの規則に違反した場合は処罰の対象となり、漁業の停止や過怠金を課することがあります。

漁業の際は規則を事前に確認し、不明な点は県までお問い合わせください。

川遊びを楽しむ方へ



静岡県水産資源課
Tel.054-221-2741

川をきれいに

空き缶やゴミはお持ち帰りください。